



令和 2 年 7 月 2 8 日
内閣府（防災担当）

令和 2 年 7 月豪雨による災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（大分県）

1. 令和 2 年 7 月豪雨による災害について、大分県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
2. 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じて基礎支援金が、住宅の再建方法に応じて加算支援金が、公益財団法人都道府県センターから支給される。

該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半 壊	床上浸水
九重町 (このえまち)	7月6日	第1条第1号	6以上	59以上	52以上
日田市 (ひたし)	7月6日	第1条第4号	8以上	—	—
由布市 (ゆふし)	7月6日	第1条第6号	4以上	—	—
玖珠町 (くすまち)	7月6日	第1条第6号	2以上	—	—

注：上記の数値は令和 2 年 7 月 2 7 日（月）15 時 0 0 分現在の県からの報告による。
同数値は今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第 18 条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その 1/2 については国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第 1 条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 1 号（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号に該当する被害が発生した市町村）、第 4 号（支援法施行令第 1 条第 1 号又は第 2 号に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県で、その自然災害により 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万未満のものに限る。））及び第 6 号（支援法施行令第 1 条第 3 号又は第 4 号に規定する都道府県が 2 以上ある場合（※ 1）における市町村（人口 10 万未満のものに限る。））で、その自然災害により 5 以上（人口 5 万未満の市町村は 2 以上）の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村）に係る自然災害に該当することによる。

※ 1 令和 2 年 7 月豪雨による災害では、熊本県、福岡県において支援法を適用。

※2・九重町の人口は、9,645人であり、
人口5,000人以上15,000人未満であることから、滅失40世帯以上で1号に該当。

(滅失1世帯＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯)

- ・日田市の人口は、66,523人であり、
人口10万人未満であることから、全壊5世帯以上で4号に該当。
- ・由布市の人口は、34,262人であり、
人口5万人未満であることから、全壊2世帯以上で6号に該当。
- ・玖珠町の人口は、15,823人であり、
人口5万人未満であることから、全壊2世帯以上で6号に該当。

※人口は平成27年度国勢調査による。

(大分県においても同時発表。)

本件問合せ先

内閣府政策統括官(防災担当)付

参事官(被災者生活再建担当)付

浅川、大竹、成山

TEL 03-5253-2111(内線51279)

03-3503-9394(直通)